

平成 28 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名：株式会社ハウスフリーダム
 代表者名：代表取締役社長 小島 賢二
 （コード：8996 福証 Q-Board）
 問合せ先：取締役 森光 哲也
 （TEL：072-336-0503）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 18 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 21 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

業務執行取締役ではない取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、それらの取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、変更案第28条第2項及び第33条第2項として新設するものであります。なお、変更案第28条第2項の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 2 8 条 (条文省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第 2 8 条 (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(監査役 of 責任免除) 第 3 3 条 (条文省略) (新設)	(監査役 of 責任免除) 第 3 3 条 (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 25 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 25 日 (金)

以 上